

浜松市公告第 1126 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 3 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フードマーケットマム浜松可美店
浜松市南区増楽町 655 番地 外

2 変更した事項

(1) 店舗名称

(変更前) マックスバリュ浜松可美店
(変更後) フードマーケットマム浜松可美店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前) 静岡県駿東郡長泉町下長窪 303-1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役 内山一美
(変更後) 静岡県静岡市駿河区桃園町 8-17
株式会社タカラ・エムシー
代表取締役 上野拓

3 変更年月日

変更日 平成 23 年 11 月 23 日

4 変更する理由

小売業者の変更